高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための指針

〇社会福祉法人 西根会

適用事業所

- ・特別養護老人ホームむらさき苑 ・西根会指定短期入所生活介護事業所
- ・西根会指定通所介護事業所 ・むらさき苑かまど わの家
- ·西根会指定居宅介護支援事業所 ·西根会北部指定通所介護事業所
- ・グループホームななしぐれ・西根会北部指定居宅介護支援事業所
- ・小規模多機能型居宅介護 陽だまりの家平舘

1 本指針の目的

この指針は、社会福祉法人西根会が運営する事業に係る高齢者虐待防止と身体拘束廃止の体制を整備することにより、高齢者の権利を擁護するとともに、高齢者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とします。

2 法人における高齢者虐待防止に関する基本的な考え方について

2006年(平成18年)4月に「高齢者虐待防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

1)虐待の定義(別表参照)

①身体的虐待(身体拘束)

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者 を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応。その他の高齢者に 著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせ

ること。

5経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること。その他当該高齢者から不当に財産 上の利益を得ること。

3 法人における身体拘束廃止に関する基本的な考え方について

2000年(平成12年)介護保険制度の施行時より、介護保険施設等においては、サービスの提供にあたって、当該利用者(入所者)または他の利用者(入所者)の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体的拘束その他利用者(入所者)の行動を制限する行為を行ってはならないことが規定されています。

当法人では、身体拘束ゼロを目指して、職員教育や研修、利用者(入所者)が安心して暮らせる安全な環境づくりの為の施設整備等を行ってまいります。

1)介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的行為

(身体拘束ゼロの手引きより)

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむし らないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯 や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ※ ①~⑩身体拘束(フィジカルロック)身体を物理的に拘束して、動けないように制限すること。(身体的虐待)
- ① 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ※ **薬物拘束(ドラックロック)**薬物の過剰投与や不適切な投与で、行動を 制限すること。
- ★ **言葉の拘束(スピーチロック)**言葉によって身体的、または精神的な行動を制限すること。

2) 緊急やむを得ない」場合の考え方について

利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために、「緊急やむを得ない」場合には、例外的に身体拘束の実施が許容させることがあります。この「緊急やむを得ない」場合とは、「例外3原則」と呼ばれる3つの要件、すなわち「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす場合です。これらの要件は、いずれか1つを満たせばよいのではなく、3つの要件すべてを満たす必要があることに注意が必要です。

3)「例外3原則」(3つの要件をすべて満たしていること)

①「**切迫性」**: 利用者本人や他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

②「非代替性」:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方 法がない。

③「一時性」:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

4) 緊急やむを得ない」状況が発生し「身体拘束」を行う場合の対応について

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適性、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- ③ 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- ④ 事後もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。
- ⑤ 事前もしくは事後すみやかに、施設長、医師、家族、生活相談員、介護 支援専門員、介護士、看護師、機能訓練指導員、栄養士等の参加する緊 急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を 確認し、施設サービス計画書(ケアブラン)を作成し説明後、利用者、 ご家族から同意を得ます。
- ⑥ 実施にあたっては、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を 作成します。
- ⑦ 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないよう配慮します。
- ⑧ 「身体拘束」を行っている期間中は、ケース記録に状況の記録を作成します。(利用者と契約終了後2年間保管します。)
- ⑨ 利用者及び家族等は、ケース記録を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。
- ⑩ 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

5) 身体拘束適正化委員会」の設置について(「身体拘束」実施の場合。)

事業所内に、「身体拘束適正化委員会」を設置します。

- ① 原則として月1回開催します。
- ② 事業所内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが 行われているか検討します。
- ③ 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。
- ④ 事例をもとに、代替え策の検討を行い、利用者のサービス向上に努めます。
- ⑤ 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る」ために、職員に対しての研修会を開催してまいります。

4 高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止運営委員会、検討委員会 に関する事項

1) 当法人では、高齢者虐待発生防止に努める観点から、「高齢者権利擁護・ 高齢者虐待防止・身体拘束廃止運営委員会・検討委員会」(以下、運営 委員会・検討委員会)を設置します。

なお、運営委員会の責任者は当法人の施設長とし、施設長補佐、総務 係長、各事業所管理者、主任等を「高齢者虐待防止に関する措置を適切 に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

また、当法人内各事業所に検討委員会を設置し、管理者、主任、副主任 等を「高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当職員 (以下担当職員)」とします。

- 2) 高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止運営委員会は、施設経営会議と一体的に開催します。
 - 加えて当法人が展開する各事業所に、高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止検討委員会を設置し、身体拘束適正化委員会と一体的に 開催します。
 - ・当運営委員会・検討委員会の構成員及び役割は、別紙のとおりです。
- 3) 運営委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に 関係が深い場合には、検討委員会と一体的に行う場合があります。 運営委員会は、原則的に毎月実施します。検討委員会は、各事業所毎必 要な都度開催致します。
- 4) 運営委員会の議題は、運営責任者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 運営委員会・検討委員会その他施設内の組織に関すること。
- ② 高齢者権利擁護・高齢者虐待防止、身体拘束廃止のための指針・マニュアルの整備に関すること。
- ③ リスクマネジメントによる事故の検証と再発防止策等に関すること。
- ④ 権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止の意識の醸成と認知症ケア等に関する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確 実な防止策に関すること。
- ⑧ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

5 高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための職員研修に関する 基本方針

- 1) 職員に対する高齢者権利擁護及び高齢者虐待防止・身体拘束廃止のため の研修の内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであ るとともに、本指針に基づき高齢者権利擁護及び虐高齢者待防止、身体 拘束廃止を徹底します。
- 2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ① 高齢者権利擁護事業(成年後見制度等の理解)
 - ② 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ③ リスクマネジメント(ヒヤリハット・インシデント・アクシデント)の取組にて事故の予兆や現状を分析理解し、身体拘束防止策を実施するよう努める。利用者が安全な生活を送れるよう、研修体系や業務改善等を運営委員会・検討委員会で実施し、身体拘束ゼロを推進する。
 - ④ 高齢者虐待の種類と発生リスクの事前理解・早期発見・事実確認と報告等の手順・発生した場合の改善策
- 3) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、 保存します。

6 高齢者虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法 に関する基本方針

1) 高齢者虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、

その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、 被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

7 高齢者虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1) 職員は、ご利用者、ご利用者家族、又は職員等が虐待を発見した場合、 本指針に沿って対応し、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合、他の上席者等に相談します。
- 2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払って上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には 当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高い と判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止 運営委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再 発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7) 必要に応じ、関係機関に対して説明し、報告を行います。
 - ・居宅系サービスは利用者等に虐待が疑われる場合は、関係機関に速やか に報告し、速やかな解決に繋げる。
 - ・施設内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

8 成年後見制度の利用支援に関する事項

ご利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、 その求めに応じ、社会福祉協議会・地域包括支援センター等の適切な窓口 を案内する等の支援を行います。

9 高齢者虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1) 高齢者虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合は、他の上席者に相談します。
- 2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し 当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- 3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に 関する事項」に依るものとします。
- 4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当施設ホームページにも掲載しており、自由に閲覧することができます。

11 その他高齢者虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための職員研修の他、 市町村や関係機関等により提供される権利擁護・虐待防止に関する研修等 には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよ う常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

別表

厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型(例)

区 分	具 体 的 な 例
① 身体的虐待	ア. 暴力的行為※
(身体拘束)	・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。
	・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
	・本人に向けて物を投げつけたりする。など
	イ.本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず に高齢者を乱暴に扱う行為
	・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、
	身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
	・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
	・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高 く持ち上げる
	・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入
	れて食べさせる。など
	ウ.「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
② 介護・世話	ア. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や
の放棄・放任	精神状態を悪化させる行為
(ネグレクト)	・入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れ
	のひどい服や破れた服を着ている等、日常的に著しく不衛生 な状態で生活させる。
	・ 褥瘡(床ずれ)ができるほど、体位の調整や栄養管理を怠る。
	・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
	・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
	・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)
	に長時間置かせる。
	・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪
	な環境におかせる。など
	イ. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を
	無視した行為
	・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救
	急対応を行わない。

- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置し ている、処方通りの治療食を食べていない。など
- ウ. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させ る行為
- ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。など
- エ. 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立 てをしていない。など
- オ. その他職務上の義務を著しく怠ること

③ 心理的虐待 | ア. 威嚇的な発言、態度

- 怒鳴る、罵る。
- ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」 などと言い脅す。など
- イ. 侮辱的な発言、態度
- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を 嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など
- ウ. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態
- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができ ないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる (他の利用者にやらせる) など
- エ. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思 や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思 や状態を無視して食事の全介助をする。など
- オ. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝 えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

カ.その他

- ・車椅子で移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与 える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

④ 性的虐待

- ○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的 な行為又はその強要
- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- 性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる。)
- わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真を 撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身 を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつを交換したりする。また、そ の場面を見せないための配慮をしない。など

⑤ 経済的虐待

- ○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭 の使用を理由なく制限すること。
- ・事業所に金銭を寄付、贈与するよう強要する。
- ・金銭、財産等の着服、窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で 使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※ 身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは、人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって意思を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する。」

(東京最高判決 昭和25年6月10日)

別紙 〇高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止運営委員会・検討委員会 構成員の防止対策の役割

事業所	構成員	役割
社会福祉法人	施設長(運営責任者)	・虐待防止に向けた取組の実施に関する
西根会		総括責任者
施設経営会議		・虐待防止のための当事者との話し合い
(運営委員会)		・虐待防止に関する一連の責任者
	施設長補佐	・虐待内容と利用者、入居者の意向の確
	総務係長	認、防止策の確認
		・虐待内容を運営責任者へ報告
特養	生活相談員	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
むらさき苑	介護支援専門員	(職場内環境調整・職員と個別相談)
(検討委員会)		防止策の検討、確認
	主任・副主任介護士	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
		(職場内環境の見直し・職員と個別相
		談)、防止策の検討、実施
	主任看護師	・医療的ケアの見直し、職場環境の整備、
		防止策の検討、実施
西根会指定通	管理者 (生活相談員)	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
所介護事業所	副主任介護士	(職場内環境調整・職員と個別相談)
(検討委員会)		防止策の検討、実施、確認、ケアマネ
		との連携
むらさき苑	管理者・正職員	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
かまど わの家		(職場内環境調整・職員と個別相談)
(検討委員会)		防止策の検討、実施、確認。
西根会指定居	管理者	・利用者、家族、サービス提供事業者と
宅介護支援事	副主任介護支援専門員	連携し防止策の実施、状況確認
業所		
(検討委員会)		
西根会北部指	管理者 (生活相談員)	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
定通所介護事	正職員	(職場内環境調整・職員と個別相談)
業所		防止策の検討、実施、確認、ケアマネ
(検討委員会)		との連携

グループホーム	管理者・正職員	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
ななしぐれ		(職場内環境調整・職員と個別相談)
(検討委員会)		防止策の検討、実施、確認。
小規模多機能	管理者	・ケアの見直し、ストレスマネジメント
型居宅介護	副主任介護士	(職場内環境調整・職員と個別相談)
陽だまりの家		防止策の検討、実施、確認。
平舘		
(検討委員会)		

別紙 〇高齢者権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止運営委員会・検討委員会 構成員の役割(発見~解決まで)

事業所	構成員	役割
社会福祉法人	施設長(運営責任者)	・運営委員会の総括責任
西根会		・虐待内容及び原因や課題等に対し解決
施設経営会議		に向けて取組検討
(運営委員会)		・市町村等への報告
	施設長補佐	・入所者、利用者、家族、職員等(以下)
	総務係長	当事者) からの虐待の相談受付、確認
		報告
特養	生活相談員	・当事者より虐待の相談受付、確認、報
むらさき苑	介護支援専門員	告
(検討委員会)		・検討委員会での議題の取組
	主任・副主任介護士	・虐待の早期発見、確認、報告
	主任看護師	・虐待の早期発見、確認、治療の必要性
		に応じて対応
	主任栄養士	・虐待の早期発見、確認、報告
	機能訓練指導員	
西根会指定通	管理者 (生活相談員)	・虐待の早期発見、確認、報告
所介護事業所	副主任介護士	・利用者、家族より虐待の相談、発見、
(検討委員会)		確認、報告
むらさき苑	管理者・正職員	・虐待の早期発見、確認、報告
かまど わの家		・利用者、家族より虐待の相談、発見、
(検討委員会)		確認、報告
西根会指定居	管理者	・利用者、家族、サービス提供事業者よ
宅介護支援事	副主任介護支援専門員	り虐待の相談受付、発見、確認、報告
業所		
(検討委員会)		
西根会北部指	管理者	・利用者、家族、サービス提供事業者よ
定居宅介護支	副主任介護支援専門員	り虐待の相談受付、発見、確認、報告
援事業所		
(検討委員会)		

西根会北部指	管理者 (生活相談員)	・虐待の早期発見、確認、報告
定通所介護事	正職員	・利用者、家族より虐待の相談、発見、
業所		確認、報告
(検討委員会)		
グループホーム	管理者・正職員	・虐待の早期発見、確認、報告
ななしぐれ		・利用者、家族より虐待の相談、発見、
(検討委員会)		確認、報告
小規模多機能	管理者	・虐待の早期発見、確認、報告
型居宅介護	副主任介護士	・利用者、家族より虐待の相談、発見、
陽だまりの家		確認、報告
平舘		
(検討委員会)		